

2008年10月21日

鳥取県知事
平 井 伸 治 様

鳥取県病院局病院事業管理者
坂 出 徹 様

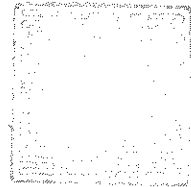
鳥取県企業局長
岡 本 正 文 様

鳥取県教育委員会教育長
中 永 廣 樹 様

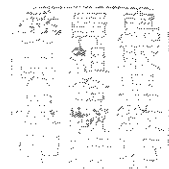
鳥取県職員労働組合
執行委員長 片 山 武 彦



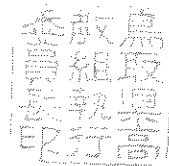
鳥取県現業公企職員労働組合
執行委員長代行 青 木 齊



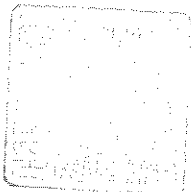
鳥取県教職員組合
執行委員長 前 田 厚 彦



鳥取県高等学校教職員組合
執行委員長 坂 口 俊 広



鳥取県非常勤職員労働組合
執行委員長 安 住 博 幸



2008年度 県職員の賃金労働条件に関わる要求書

わたしたちは、組合員の意見を集約し、賃金労働条件の改善を以下のとおり求めます。

「人は城、人は石垣、人は堀」を座右の銘とされる知事には、行政・教育サービスの向上が人によって叶えられていくこと、人員削減などによって労働が過重化していること、職員の士気高揚が現状打開には欠かせないことを認識され、適切な配慮を持った回答を期待します。

記

- 一 使用者の自覚と責任において、職員に求めている能力、職務、職責に鑑み、職員が納得でき、士気高揚と更なる能力向上につながる賃金改善、給与制度改善をおこなうこと。
- 二 心身の健康を害することなく、地域社会への貢献活動が行え、ワーク・ライフ・バランスによって次世代を育成するに相応しい労働環境に改善すること。
- 三 良好な人間関係が生まれ、組織が組織として機能するよう職場環境を改善すること。
- 四 ストレスが軽減され、健康増進を可能とする福利厚生事業を展開すること。



2008年10月21日

鳥取県知事
平井伸治様

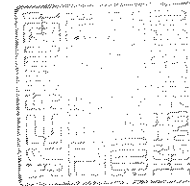
鳥取県病院局病院事業管理者
坂出徹様

鳥取県企業局長
岡本文様

鳥取県職員労働組合
執行委員長 片山武彦



鳥取県現業公企職員労働組合
執行委員長代行 青木 斉



2008年度 県職員の賃金労働条件に関わる要求書

わたしたちは、組合員の意見を集約し、賃金労働条件の改善を以下のとおり求めます。

- 一 使用者の自覚と責任において、職員に求めている能力、職務、職責に鑑み、職員が納得でき、士気高揚と更なる能力向上につながる賃金改善、給与制度改善をおこなうこと。
- 二 健康を害することなく、地域社会への貢献活動が行え、ワーク・ライフ・バランスによって次世代を育成するに相応しい労働環境に改善すること。
- 三 良好な人間関係が生まれ、組織が組織として機能するよう職場環境を改善すること。
- 四 ストレスが軽減され、健康増進を可能とする福利厚生事業を展開すること。
- 五 多様な勤務形態を創造し、勤務に止まらない職員の活躍の機会をつくりだすとともに、県民の県職場への参加、参画を促すこと。
- 六 賃金制度および職位に関わる要求について
主任・主査制度に代わる給与制度については、職務給を基本とする姿勢が示されているが、適切な整備方法が未だ示されず、職位整備は不備なままである。
そのため、不公平感から職員は、大きな不安と不満の日々を余儀なくおくらされている。
ただちに、適切な職位整備方法を示し、不備状態の解消を求める。

七 人事評価制度に関わる要求について

- (1) 人事評価制度が複雑化し過ぎ、評定者、面談者と被評定者間での理解共有が難しくなっている弊害が聞かれる。評定内容の詳細部分については、OJTでの対応に委ねるなどし、評定制度の簡易化を図ること。
- (2) 評定結果の公開をすすめ、精度向上、職員納得度などを使用者の責任において、客観的指標で把握し、制度改善に努めること。

八 その他の要求について

- (1) 国家資格などを要する職務に従事する職員を適正に処遇すること。
- (2) 前歴換算方法を適正に整備し直すこと。
- (3) 地方独立行政法人が選択される場合にあっては、法人職員が県職員に復帰できる制度を導入すること。
- (4) 職員数の増減を伴う機構改革は、実効ある事前の労使協議をおこなうこと。
- (5) 人事異動は、極力最小限に留め、行政サービスの低下、職場混乱を生じさせない努力を講じること。
- (6) 人事異動にあたっては本人の希望を尊重し、育児期、介護期にある職員には、負担軽減のための特段の配慮をおこなうこと。